

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県輪番制協力薬局協力金交付要綱</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(協力金の交付の申請)</p> <p>第4条 協力金の交付の申請をしようとする保険薬局は、<u>令和4年11月30日までに別記様式による申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、知事は新型コロナウイルス感染症の流行状況を考慮し、同項の申請について必要な指示をすることができる。</u></p> <p>(協力金の交付の決定等)</p> <p>第5条 知事は、前条の規定による<u>協力金の交付の申請があったときは、当該交付の申請の内容を確認し、協力金を交付すべき者と認めたときは、速やかに協力金の交付の決定をするものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</u></p> <p>2～3 省略</p> <p>(協力金の交付の決定の取消し)</p> <p>第6条 知事は、<u>前条第2項の規定により協力金の交付を行った場合において、保険薬局が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協力金の交付の決定の全部又は一部を取り消すも</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県輪番制協力薬局協力金交付要綱</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(協力金の交付の申請)</p> <p>第4条 協力金の交付の申請をしようとする保険薬局は、令和4年3月28日までに別記様式による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>なお、感染流行状況によっては、別途指示する場合がある。</p> <p>(協力金の交付の決定等)</p> <p>第5条 知事は、前条の規定により協力金の交付の申請があったときは、当該交付の申請の内容を確認し、協力金を交付すべき者と認めたときは、速やかに協力金の交付の決定をするものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</p> <p>2～3 省略</p> <p>(協力金の交付の決定の取消し)</p> <p>第6条 知事は、第5第2項の規定により協力金の交付を行った場合において、保険薬局が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協力金の交付の決定の全部又は一部を取り消すも</p>

のとする。ただし、知事が特別な事情があると認めた場合は、この限りでない。

(1)～(4) 省略

第7条～第11条 省略

附 則

1 この要綱は、令和4年1月26日から施行し、同月23日から適用する。

2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された協力金については、第6条から第11条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

のとする。ただし、知事が特別な事情があると認めた場合は、は、この限りでない。

(1)～(4) 省略

第7条～第11条 省略

附 則

1 この要綱は、令和4年1月26日から施行し、同月23日から適用する。

2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された協力金については、第6条から第11条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

新		旧	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
交付対象	<p>県と公益社団法人高知県薬剤師会とで協議し、保健所単位で作成された輪番制協力薬局一覧に掲載され、県の警戒ステージが「警戒」から「特別警戒」となった日から最初の日曜又は祝日を起点とし、「特別警戒」から「警戒」となった日の最初の日曜、祝日又は令和4年10月31日のいずれか早い方までの間に、日曜又は祝日の1日当たり4時間以上8時間未満又は8時間以上の輪番制に参加した保険薬局</p>	交付対象	<p>県と公益社団法人高知県薬剤師会とで協議し、保健所単位で作成された輪番制協力薬局一覧に掲載され、県の警戒ステージが「警戒」から「特別警戒」となった日から最初の日曜又は祝日を起点とし、「特別警戒」から「警戒」となった日の最初の日曜、祝日又は令和4年3月27日のいずれか早い方までの間に、日曜又は祝日の1日当たり4時間以上8時間未満又は8時間以上の輪番制に参加した保険薬局</p>
交付額	<p>1日1保険薬局当たり 4時間以上8時間未満 5,000円 8時間以上 1万円 とする。</p>	交付額	<p>1日1保険薬局当たり 4時間以上8時間未満 5,000円 8時間以上 1万円 とする。</p>